

| 随意契約の状況   |                                | 担 当 課 : 消防本部 庶務課企画係             |  |                          |
|---|--------------------------------|---------------------------------|--|--------------------------|
|   |                                | 契 約 日 : 令和 8年 3月23日             |  |                          |
| 件名  | 契約の概要                          | 契約期間                            | 契約の相手方                                   | 契約金額(円)<br>税込<br>(税抜)    |
| 八雲町消防本部<br>庁舎内温水設備<br>取替事業  | 消防本部庁舎内<br>(車庫系統) 温水<br>設備取替修繕 | 令和 8年 3月23日<br>～<br>令和 8年 3月30日 | 八雲町元町43番地2<br>(有) イナミ電気工業<br>代表取締役 稲見 昭夫 | 990,000 円<br>(900,000 円) |
| 随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由  |                                |                                 |  |                          |
| <p>上記業者は、八雲町物品購入届出業者であり、過去に八雲町消防本部が実施した各事業及び修繕においても多数の実績がある。</p> <p>突如、故障となった「消防本部庁舎内車庫系統の電気温水設備」は、救急準備室(救急出動等の諸準備)に温水管が接続されており、救急資器材等の洗浄に必要不可欠な設備である。衛生的な救急体制の維持のため、緊急的かつ効率的に短期間での修繕が必要と認められる。</p> <p>修繕にあたっては、他の業者に一から調査させるよりも、庁舎内電力設備等を把握している上記業者に依頼する方が短期間での復旧が可能であることから、業務の効率性および緊急性の観点において合理的であると判断したものの。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号(八雲町随意契約がト`ライン政令第2号)の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p> |                                |                                 |  |                          |